

不利益処分の処分基準

処 分 名	勧告に従わない旨の公表		
根拠法令及び条項	計量法(平成4年法律第51号)第15条第2項		
所 管 部 課 名	経済部 産業観光課		
処 分 基 準	関係法令等及び条項	—	
	基 準	<p>法第15条第2項 都道府県知事又は特定市町村の長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。</p> <p>勧告後、30日を過ぎても改善がない場合、公表及び改善命令の発令を、県計量検定所と検討する。</p>	
	設定年月日	平成9年4月1日	最終変更年月日
備 考			